

# クリニック環境で奉仕することによっての学び

専門化が社会正義と技能訓練にもたらす効果

アントワネット・セディロ・ロペス  
(Antoinette Sedillo LOPEZ)

訳・住吉 博

## 論旨概要

### はじめに

1. ユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコのクリニック法学課程
2. 社会正義使命：司法の利用と司法の理解
  - A. 多重の法的問題についての援助を求める需要
  - B. 影響訴訟 対 サービス
  - C. さらに進めるべき社会正義計画
  - D. 主題事項は、奉仕する対象が誰であるかに影響を及ぼす
3. 技能訓練：主題事項を限定することの含意
  - A. 依頼者が語る物語を / 依頼者の実生活を、識ること
  - B. 技能訓練：問題解決と創造性
  - C. 専門化は、何が教えられ何が学ばれるかに影響を及ぼす
  - D. 主題事項の仕事をするのではなくにコミュニティに奉仕することは、学生たちの社会生活順応に影響する

### 結び

## 論旨概要

専門化への趨勢に反対の議論を述べているこの論説は、クリニックの二重の使命すなわち〈社会正義と技能訓練〉とを推進するについて、専門化された法律クリニックに潜在している制約を検討する。論説が指摘するのは、専門化されたクリニックは、依頼者の多面的なニーズのうちのあるものを充たされないままに放置することによって、司法の利用を制限するという事情である。専門化されたクリニックは、依頼者をもつ複合したニーズについて学生たちが学ぶのを制約し、法システムにある広汎な不公平を発見する学生たちの能力を制約する。専門化は、創造力ある問題解決者になるよう学生たちを訓練するのを困難にし、学生たちの専門家としての社会順応に影響を及ぼす。クリニックの使命の二重の側面 社会正義および技能訓練 にとりもっともよく役立つのは、あるコミュニティないし特定の依頼者基盤をもつニーズに奉仕するよう企画されたクリニックで得る経験である、とこの論説は結論づけている。この論文は、ユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコのクリニックを記述して、諸クリニックは、依頼者のニーズを発見し、ついでもし適当であるならばコミュニティ教育およびその他の非伝統的仕方での問題解決やコミュニティ奉仕を活用することにより、それらニーズに奉仕するよう力を尽くすべきである、と説く。クリニックなるものは、制限するとの決定がクリニックの使命に及ぼす影響を考慮することなしには、信認代理の主題事項を制限すべきではない、というのである。

-----  
 著者<sup>(1)</sup>紹介と著者によるまえおきは、訳文の最後に収録する。

## はじめに

ここ数年の間、クリニック課程において専門化の増大<sup>(2)</sup>に向かう傾向のあることに私は気づいている<sup>(3)</sup>。1986年の1月に私が教えはじめたときには、クリニック指導教員たちは民事編成か刑事編成かどちらかの環境で教育をしており<sup>(4)</sup>、多少の勇敢な人物が双方を行なっているようであった。[これに対し]〈2000年クリニック協議 the 2000 Clinical Conference〉のために作成されたアメリカ・ロースクール協会の案内パンフレットは、16の専門分野とそして「掲げられていない選択主題」という〈何で

もカテゴリー>を列記している<sup>(5)</sup>。専門化の増大に向い急速に進みつつある世界においては、クリニック法学教育がこれまでにないいっそう精巧な発展を遂げていることに祝意を表する人がいてもよい<sup>(6)</sup>。そうではあるにせよ、民事クリニックにおいて専門化の増大に向かうこの傾向は、クリニック教育の方法論・授業目標そしてわれわれの使命にとりかなり重要なかわり合いを持つのである。本論説はそうしたかわり合いを検討する。

民事クリニック課程が専門化しようになったのにはいくつかの理由がある。専門化は、法律サービスを与える際の効率を高める<sup>(7)</sup>。第二として、専門化は、教授職経験をより予見可能なものにする。専門化は、学生と教師と双方の気楽さの程度を大きいものにする。[依頼者のための]信認代理の質が、いっそう高められる公算があると認識されている<sup>(8)</sup>。特定のサービスあるいは社会正義計画を実施するために専門化するクリニックも存在する<sup>(9)</sup>。教授陣の専門能力と関心の故に専門化するクリニックもある<sup>(10)</sup>。学生の要請ないし関心に応えて専門化するクリニックもある<sup>(11)</sup>。そのクリニックの資金繰りの手段として主題を制限するクリニックもある<sup>(12)</sup>。そういう利点はあるにせよ、専門化はまた制約をもたらすのであり、専門化されたクリニックを企画するか否かを考慮する際に、そのような制約を究明してみることは無意味ではない。

クリニック教師の全員がクリニック教育の授業目標について同一の意見を持つ訳ではないけれども<sup>(13)(14)</sup>、私は、クリニック指導教員によって述べられている授業目標のすべてが、次の2点の要素　それらがクリニック法律教育の使命<sup>(15)</sup>において基軸をなしている　を促進するものと信じている。すなわち、1)個人としての、および専門職としての責任を包含したスキル訓練使命<sup>(16)(17)</sup>、そして2)貧窮者の必要に奉仕することおよび司法利用について学生に教える社会正義使命<sup>(18)</sup>。専門化するとの決断は、クリニック使命のこれら双方の側面に影響を及ぼすのである<sup>(19)</sup>。

この論文は、はじめに背景としてユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコの経験<sup>(20)</sup>を記述する<sup>(21)</sup>。ユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコの諸クリニックは、依頼者の共同体に焦点を結んで、依頼者の共同体がもつニーズに奉仕するようにと課程を設計してある。ついで本論文は、クリニック環境における信認代理の主題を限定するという決断が提起する社会正義論点を考察する<sup>(22)</sup>。専門化したクリニックは、司法の利用を制約する。すなわちそこでは、依頼者のニーズの幾分かは充たされないままに放置されるのである<sup>(23)</sup>。そうなると、依頼者が持つ多数のニーズについて学生が知るのを狭くし、現行法システムにある不公事例を理解する学生の能力に影響が生じる<sup>(24)</sup>。

クリニックの社会正義使命を果たす方法としてのimpact litigation or service の価値をめぐる論議について述べてから、本論文は、クリニックが双方のタイプの経験を学生に提供するものとして企画され得る、と結論づける<sup>(25)</sup>。本論文が論じるのは、専門化が意図しない仕方では依頼者層を限定することもあり得る、という事情である<sup>(26)</sup>。

次に本論文が考察するのは、スキル訓練にとって専門化が持つ意味合いである。専門化は、依頼者にとっての視野総体を理解する学生たちの能力を狭いものにし、問題解決と創意を制約することにもなり得る<sup>(27)</sup>。主題事項の選択はまた、学生たちの〈社会慣れ〉にも通ずる<sup>(28)</sup>。

本論文の結論は、クリニックの使命にある二重の側面 社会正義およびスキル訓練 にもっとも良く適うのは、そのクリニックが奉仕したいと望んでいる特定のコミュニティにまず焦点を結ぶよう企画されたクリニック法学課程である、というものである<sup>(29)</sup>。クリニックなるものは、コミュニティを顧慮し、そのコミュニティのニーズに役立つような課程を構成すべきである<sup>(30)</sup>。課程は、個々人の信認代理に加えて、コミュニティ教育をも提供し、コミュニティ内の諸グループ、非営利かつ法律外の社会サービス提供者との関係を展開することがあり得る。クリニックなるものは、コミュニティに奉仕する方法で伝統とは異なるものを考慮に入れてよい。奉仕することになるコミュニティを選択してから、クリニック課程は、そのコミュニティとコミュニティ構成員とのニーズに奉仕することに焦点を結ぶべきであろう。クリニック課程は、その課程における信認代理の主題事項を、司法の利用に、社会正義論題につき学生たちを教育することに、そしてスキル訓練に、主題事項のそうした制限の及ぼす影響を考慮しないままで、限定するべきではない。

原文の脚注は、この訳文では各章の最後に一括掲記する。

#### 【注】

- (1) Antoinette Sedillo Lopez, Testimony, 7 AM. U. GENDER SOC. POL'Y 177 (1999). この詩が心に浮かんだのは、コミュニティ・ロイヤリングの学生ルシア・ブランコ Lucia Blancoと私が午前中ファミリー・コートに出頭していたところ、われわれの依頼者が証言台で泣き出したそのときのことである。[訳注：この原註は、本論文冒頭に掲げられた次の詩に付されたものである。それを『秋の日のヴィオロンの溜息』流に名訳することは訳者の及ぶところではないし、他方また、「一つの簡単な詩を理解するためには、単に個々の単語の平均的な意味がわかるというだけでは足りず、[その言語習慣が成立している]共同体の生活全体がそれらの語の中にいかに反映しているかとか、語のニュアンスとしていかに暗示されてい

るかとかを十全に把握することが必要である。」と説かれているとおりであるから（碧海純一『新版法哲学概論 [全訂第二版補正版]』83頁に援用されているサピ - ア見解）、さしあたりは以下に詩の原文を収録しておくにとどめる。要するに、この詩が示唆しているのは、法の言葉だけでは依頼者の生の苦悩を表現することも法手続に際して代理発言することも覚束ない、そこに恨みが残る、ということであろう。]

Words, only words  
ice cube echoes  
bouncing off cold white marble.  
fragments of life  
filtered through shame  
telling of wounds in sterile rooms.  
lawyers no/know  
not my story  
re/presenting me.

- (2) 私は、＜専門化＞を信認代理のために受任することになる主題事項事案の限定、と定義する。
- (3) 「貧窮者法」が一個の専門化であるという範囲では、多くのクリニックはその発端からすでに専門化していると言い立てることもできよう。しかし、貧窮者法とは、資力の乏しい人びとにかかわりのある多彩な法分野の略称なのである。私が言及しているのは、それよりも狭い範囲での主題事項についてである。See, e.g., Donald N. Duquette, *Developing a Child Advocacy Clinic: A Law School Clinical Legal Education Opportunity*, 31 U. MICH. J. L. REFORM 1 (1997); Susan R. Jones *Small Business and Community Economic Development: Transactional Lawyering for Social Change and Economic Justice*, 4 CLIN. L. REV. 195 (1997); Minna J. Kotkin, *The Violence Against Women Act Project: Teaching a New Generation of Public Interest Lawyers*, 4 J. L. & POL. 435 (1996).
- (4) このような趨勢は第一次には民事専門において表面化していた。刑事クリニックは、いまなお刑事弁護、検察および少年事件クリニックを中心に動いているようである。この論説は、民事クリニックの趨勢に焦点を結んでいる。
- (5) これらの専門および／あるいは下位専門は、以下のとおりであった。Alternative Dispute Resolution, Civil, Civil Rights/Discrimination, Criminal, Disability and Education, Criminal/ Juvenile Delinquency, Community Development and Transactions, Externships/Simulations, Family/Domestic Violence, Family/Child Advocacy/ General, Housing, Immigration and Human Rights, Public Benefits/Elder Law/AIDS, Mixed Subject Matter, Preferred subject not listed. Association of American Law Schools Conference Brochure, Conference on May 6-10, 2000 Clinical Legal Education, Albuquerque, New Mexico (Brochure on file with author).
- (6) See, e.g., Michael Ariens, *Know the Law: A History of Legal Specialization*, 45 S.

- C. L. REV. 1003 (1994)(専門化への趨勢が法の実務をいかに変化させたかを記述し、かつ法律家団体の専門化へのかかわりを記述している。)
- (7) ABA Ad Hoc Committee on Business Courts, Report: Business Courts: Towards a More Efficient Judiciary, 52 Bus. Law. 947 (May 1997)(複雑な事案につき法的サービスを提供する際の効率の故に実務法律家の専門化増大が支配的趨勢となっている事情を記述している。)
- (8) See Philip G. Schrag, Constructing a Clinic, 3 CLIN. L. REV. 175, 191 (1996). シュラフ教授は、二つの法領域のうち的一方に専門化すると決断に関連をもつ諸要因につき記述している。同教授は、広さに勝る深さ、監督の質、クリニックの均質一体性そして教育上の負担を例として挙げる。そのクリニックが所在するコミュニティの性格のごとくにクリニックの社会正義使命にとり意味をもつ要因は『外在的要因』である、と述べているが、私は、コミュニティのニーズが考慮すべき主要な要因の一でなければならない、と考える。
- (9) See, e.g., Louise G. Trubeck, Context and Collaboration: Family Law Innovation and Professional Autonomy, 67 FORDHAM L. REV. 2533 (1999). (貧窮者にとりもっとも奉仕の少ない分野でありながら最大の必要のある分野が家族法であると記している。)
- (10) See Schrag, supra note 8.
- (11) ユニバーシティ・オブ・ニューメキシコの南西インディアン法クリニックは、学生の要請に応えて創設された。See Christine Zuni Cruz, [On the] Road Back In: Community Lawyering in Indigenous Communities, 5 CLIN. L. REV. 557 (1999)。
- (12) See, e.g., Patricia Pierce & Kathleen Ridolfi, The Santa Clara Experiment: A New Fee Generating Model for Clinical Legal Education, 3 CLIN. L. REV. 439 (1997). 筆者が非公式に行なった地域法律家層の調査によれば、コミュニティにあるニーズで充足されていないものにクリニックが対応しているのであった。それらニーズに対処するアターニイはクリニック以外には得られない故である。
- (13) See Nina W. Tarr, Current Issues in Clinical Legal Education, 37 How. L. J. 31, 48 n. 7 (1993)(ヴァージニア州マククリーンでの1993年度AALSクリニック会議におけるジェロールド・ロペスGerald Lopez とデイヴィッド・ピンダ\_David Binderの発表を記している。)
- (14) See, e.g., Kimberlee K. Kovach, The Lawyer as Teacher: The Role of Education in Lawyering, 4 CLIN. L. REV. 359 (1998) (<クリニック授業の目標にとってのモデルとして教育を援用する>ことの価値を記述している。); Peter Margulies, Reframing Empathy in Clinical Legal Education, 5 CLIN. L. REV. 605 (1999)(クリニック授業の目標としての<感情移入する参加>を記述している。); Association of American Law Schools, Report of the Committee on the Future of the In-House Clinic, 42 J. LEGAL EDUC. 508 (1992)(クリニック授業の教授法的目標を記述している。)
- (15) 私は、使命を教育目標とは区別する。使命は、われわれが自分の学生に及ぼそうとしている衝撃に焦点を結ぶ。教育目標は、その衝撃を得ようとする方法に焦点を結ぶのである。See

William P. Quigley, Introduction to Clinical Teaching for the New Clinical Law Professor: A View from the First Floor, 28 AKRON L. REV. 463 (1995).

- (16) クリニック教育は、その当初からスキル [= 技能] 訓練の効果的の手法として役立ってきた。いくつかのクリニック課程にとっては、技能訓練ということがクリニック授業の第一次の正当化根拠であった。それにしても多くのクリニック課程は、技能訓練から超え出て専門職責任と社会正義の教育に移っている。この技能訓練から社会正義への移動はクリニック法学教育の根本への回帰である。See, e.g., Nina Tarr, Current Issues in Clinical Legal Education, 37 How. L. J. 31 (1993); Jane Harris Aiken, Striving to Teach "Justice, Fairness and Morality," 4 CLIN. L. REV. 1 (1997) (社会正義について教える際のクリニックの役割を記述し、かつ正義、公正そして道義性について勉強させるために、権力を解体し、特権を見きわめそして実定法規が支配を繰り返し続ける仕方につき責任を取るよう学生に教えることを提案する。)
- (17) See, e.g., Howard Sacks, Education for Professional Responsibility in the Law Schools, in COUNCIL ON EDUCATION IN PROFESSIONAL RESPONSIBILITY, PROCEEDINGS OF THE ASHEVILLE CONFERENCE OF LAW SCHOOL DEANS ON EDUCATION FOR PROFESSIONAL RESPONSIBILITY (1965). 専門職責任の一つの重要な側面は、役割と省察である。see Gary Bellow, On Teaching the Teachers: Some Preliminary Reflections on Clinical Legal Education as Methodology, in CLINICAL LEGAL EDUCATION FOR THE LAW STUDENT: LEGAL EDUCATION IN A SERVICE SETTING (Council on Legal Education for Professional Responsibility 1973).
- (18) 他の人たちが社会正義の沿革とクリニック法学教育の使命を上手に記述している。See, e.g., Margaret Martin Barry, A Question of Mission, Catholic Law School's Domestic Violence Clinic, 38 How. L. J. 135 (1994); Stephen F. Befort & Eric S. Janus, The Role of Legal Education in Instilling an Ethos of Public Service Among Law Students: Towards a Collaboration between the Profession and the Academy on Professional Values, 13 LAW & INEQ. 1 (1994); Jon C. Dubin, Clinical Design for Social Justice Imperatives, 51 SMU L. REV. 1461, 1463-1478 (1998); Peter A. Joy, Political Interference with Clinical Legal Education: Denying Access to Justice, 74 TUL. L. REV. 235 (1999); Nina W. Tarr, Current Issues in Clinical Legal Education, How. L. J. 31 (1993). See also Aiken, supra note 16. (正義、公正および道義性についてのマクレイト・レポートの価値観に焦点を結んでいる。) 私は、ここで彼らの議論を繰り返すことはしない。私が信じているのは、社会に注意を払う実務家になれと学生たちに教えることがクリニック法学教育の核心を占めており、かつそれが適切な法学教育の核心であるべきだということである。法的サービスが貧窮の者たちおよび下位に置かれている者たちの手の届くところがないならば、そしてそれらの人びとに立ちふさがる障壁に対処されることがなければ、司法の平等な活用ということは達成されようがないであろう。多くのロースクールにとって、コミュニティ奉仕と社会正義がクリニック法学教育の一側面であることは明白である。コミュニティ奉

仕と社会正義は、私の活動の重要な側面なのである。

- (19) 私の思うところでは、社会正義と技能訓練は、相互が補い合う関係に立つ。例として言えば、良き専門職業人は法システムの改善について省察する技能ないし能力をもつべきである。そうした省察は、疑いもなく司法の利用への意図と現行システムにおける不公平の考慮を内容としているであろう。
- (20) もちろんユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコでの経験を私の同僚のある者たちは別様に認識している、ということもあろう。われわれは輪番制でクリニックを受け持っているので、われわれの経験はそれぞれ異なっていることがあり得る。クリニック法学課程で教える教授会メンバーの各人が、教室で教えるものである。以下の叙述は、私の経験と私の同僚の多くの人たちとの会話に基づくものである。
- (21) See notes 31-58 and text, *infra*.
- (22) See notes 59-68 and text, *infra*.
- (23) See notes 59-68 and text, *infra*.
- (24) See notes 59-68 and text, *infra*.
- (25) See notes 69-74 and text, *infra*.
- (26) See notes 75-80 and text, *infra*.
- (27) See notes 81-95 and text, *infra*.
- (28) See notes 96-101 and text, *infra*.
- (29) コミュニティに基礎を置く実務への意義深い転換があった。see, e.g., Ingrid V. Eagly, *Community Education: Creating A New Vision of Legal Services Practice*, 4 CLIN. L. REV. 433 (1998); Robin S. Golden, *Toward a Model of Community Representation for Legal Assistance Lawyering: Examining the Role of Legal Assistance Agencies in Drug Related Evictions From Public Housing*, 17 YALE L. & POL'Y REV. 527 (1998); Daniel S. Shah, *Lawyering for Empowerment: Community Development and Social Change*, 6 CLIN. L. REV. 217 (1999). これらのコミュニティに基礎を置いた実務は、学生たちの学習経験の一部として彼らをコミュニティに入れようとするものである。See Vernellia Randall, *Service Learning in Law Schools*, <<http://www.udayton.edu/~aep/galed/service.htm>> (visited February 14, 2001) for a description of her service learning project in a health law course. Service learning is also a project of the American Association of Higher Learning, see <<http://www.aahe.org/service/srv-lrn.htm>> (visited February 14, 2001). See also The National Service Learning Clearinghouse, <<http://www.nicsl.coled.umn.edu/>> (visited February 14, 2001) for resources about the service-learning concept.
- (30) Jon Dubin & Antoinette Sedillo Lopez, "Designing Programs to Fulfill Our Visions," Association of American Law Schools Workshop on Clinical Legal Education, Lake Tahoe, California, May 7, 1999.

## 1. ユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコのクリニック法学課程

ユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコ・スクール・オブ・ローは、全国で最古のものの一に属するクリニック法学課程を運営しており、学生がクリニックに参加することを必須としている数少ないロースクールの一である<sup>(31)</sup>。ずっと初期の1950年には、学生は、卒業要件を部分的に充たすために地域のリーガル・エイド事務所ではたらくことを選択できた<sup>(32)</sup>。1955年には、リーガル・エイドあるいは公設弁護人事務所でのインターンシップが卒業の要件とされるに至った<sup>(33)</sup>。[ロースクールの]校舎内でのクリニックは、1960年代の終わりにCLEPR 計画からの支援を基にして始められた<sup>(34)</sup>。ウィリアム・マクファースンが採用され、ユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコのクリニック課程の初代のクリニック監督者として仕事に就いた。1970年には、校舎内クリニックに参加していることが卒業の必要条件になった<sup>(35)</sup>。当時の学長フレッド・ハートFred Hart および教授陣が視野の中心においていたのは、ニューメキシコで法実務に従事する法律家を創り出すというユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコの使命であった。そのクリニック案件は民事クリニックとして始められたのであるが、刑事弁護モデルをも試していた。クリニックはときどき学生コミュニティが直面する特殊問題にも対処した。例えば、1971年には、クリニックは徴兵に関する学生の選択肢にかかわり学生たちに助言するためのSelective Service Branch Projectと名付けられた企てを開始した<sup>(36)</sup>。クリニックは、専門化を試みてから<sup>(37)</sup>、最終的には法実務一般モデルに移行した<sup>(38)</sup>。1980年にユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコ・ロースクールは、法実務モデルと択一の関係で検察クリニック実験を開始した<sup>(39)</sup>。スキル訓練の一部は、専門職責任の考え方と専門職の価値観を教え込むことを含むものとみなされてはいたけれども、第一のこととして焦点が結ばれていたのは、ニューメキシコにおいて法実務に従事するのに必要なスキルを学生が獲得することの援助であった<sup>(40)</sup>。1982年には、クリニック科目が成績評価科目となった<sup>(41)</sup>。1983年には、以後はエクスターンシップ就業がもはやクリニック卒業要件に充当されるものとはならない、と教授会が決定した<sup>(42)</sup>。

1991年には、ユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコは、連邦の奨励金を得て、ニューメキシコ州内の貧窮者及び少数民族コミュニティのニーズを学生たちが理解するのを援助することにいっそう強く集中したクリニック実践を開始した<sup>(43)</sup>。この年間にわたるクリニック実験を企画したのはジェイ・マイクル・ノーウッドJ. Michael

Norwoodであり、彼はこのクリニック実践を「司法利用のための制度Institute for Access to Justice」(IAJ)と呼んでいた。スウディーン・ケリーSudeen Kelly とジョン・カボウスキJohn Kapowski がこのIAJの最初のクリニック指導教員であった<sup>(44)</sup>。二人は、ニーズ・アセスメントを実施し、当該コミュニティの司法利用ニーズに応える計画を作るよう学生に求めた。ナンシー・クックNancy Cook<sup>(45)</sup>と私が、それに続く学期に彼らの仕事をさらに発展させた。クリニックの法学生ミッチ・ジョウフクMitch Jofukuは、幼児保健センターYoung Children's Health Centerとともに、コミュニティ教育および依頼者奉仕のモデルを作り上げた。このモデルは、後からの参加者が依頼者たちのニーズについての洞察を広げる助けとして役立つものであった。1993年における南西インディアン法クリニックの開業は<sup>(46)</sup>、コミュニティのニーズに対処するという考え方を私が理解する助けとなり、かつコミュニティのニーズに奉仕することの必要性、コミュニティのニーズに関してコミュニティ構成員たちやサービス提供者たちと相談することの必要性を教えてくれた<sup>(47)</sup>。司法利用Access to Justiceクリニックは、伸長してセメスターにわたるクリニック Semester in Clinic 体験となり、そこでは技能と価値観の双方を教育するについての成功の尺度にマクレイト・レポート<sup>(48)</sup>が使われた<sup>(49)</sup>。ファカルティのメンバーの中には、学生たちがどのようなタイプのクリニック体験からであれ、マクレイトが言う技能<sup>(50)</sup>および価値観<sup>(51)</sup>を学ぶのに主題事項はかかわりをもたない、と信じているものもいる。他のものたちは、貧窮者のニーズと法システムにおける[クリニック]学生の役割を学生たちに理解させるには、事案類型が決定的である、と信じている。われわれのクリニックの構造が、主題事項の選択についてファカルティ・メンバーに大きな自主決定を許しているので、学生たちに提供される体験は、そのクリニックをいずれのファカルティ・メンバーが教えているのかに応じて相違することがあり得る。

1994年には、私が教育省助成金の主任調査員として、学生に利用可能なクリニック経験の類型を計画した。私が目指したのは、セメスターからセメスターへの継続を強化することであり、とりわけコミュニティ奉仕施設ではたらくことの関連でそれを行うことであった。教授会と協議してから、私は、クリニック課程を法実務クリニックLaw Practice Clinic、コミュニティ法律家活動<sup>(52)</sup>クリニックCommunity Lawyering Clinics (経済正義Economic Justiceを含む)、南西インディアン法クリニックSouthwest Indian Law Clinic (SILC) および検察クリニックProsecutor Clinic として組織した。これらの分類は、各クリニックの依頼者基盤を表しているのであり、主

題事項の限定範囲を表すものではない。〈法実務クリニック〉は、ユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコの学生および職員であって財政規準に合致する者たちに奉仕する。コミュニティ法律家活動クリニックは、コミュニティ内部に存在している事業施設および事業施設に支援されているコミュニティの一部である個人のためにはたらく。SILCは、部族および原住アメリカンのためにはたらく。われわれのクリニック課程は、そのときどきにどの教授会構成員が当該クリニックの要員となるかに応じて、力点に相違を示しつつ、当面のところはこの分類を維持している。クリニック内の主題事項がクリニックの方針によって制限されているのではない<sup>(53)</sup>。各グループは、そうはしないで、そのクリニックが奉仕しようとしている特定のコミュニティのニーズに奉仕するのである。

例を挙げると、私は、Community Lawyering Clinic で教えている。われわれが奉仕しているのは、われわれの課程地域の中に存在している〔ドメスティック・バイオレンスからの〕女性避難所、子育てのスキルについて援助を必要としている親たちのための非営利コミュニティ組織、老人センター、農業用水使用者団体およびある近隣居住者団体のごとき各コミュニティである。われわれの仕事には、多様な主題と活動が含まれる<sup>(54)</sup>。学生たちは、その専門職としての責任事項の中に、依頼者の信認代理を務めることのほか、コミュニティ教育に従事することを求められる。コミュニティ教育として、学生たちは、ウェブ画面を含めた<sup>(55)</sup>教育資料を準備し、教育のための研究集会を実施し、非営利サービス提供団体と州の機関との間の会合を企画し、ドメスティック・バイオレンス面接要領を開発してコミュニティ教育の会合を行ってきた<sup>(56)</sup>。

対照して言えば、アルフレッド・マシュウスン Alfred Mathewson、スコット・テイラー Scott Taylor<sup>(57)</sup>あるいはナタリー・マーティン Natalie Martin がコミュニティ・ロイヤーリング・クリニックで教えるときには、コミュニティの非営利組織、所得税貸付および倒産のような経済司法論点に力点を置く。エイプリル・ランド April Land、マイケル・ノーウッド Michael Norwood は、足りないところの無い未成年者信認代理をを求めるニーズを含む子供たちのニーズに関するコミュニティ活動に力点を置いてきた。ロブ・シュワーツ Rob Schwartz は、コミュニティの保健ニーズおよび保健立法に焦点を結ぶ傾向がある。デニス・フォート Denise Fort は、学生たちが環境論点について活動するよう求めていた。

コミュニティ・ロイヤーリング課程の開始に先行する事件量と比較すれば、事件類

型が大きく多様化されていることが明らかとなる。われわれが、コミュニティ・ロイヤリングの概念を伝授し、依頼者たちおよびコミュニティ奉仕提供者たちに彼らが必要とするものを訊ねたことによる<sup>(58)</sup>。もちろん、われわれは彼らが持つニーズのすべてに答えることはできないが、しかし奉仕へのニーズはわれわれの活動の出発点の役割をするのである。

【注】

- (31) 学生たちは、N.M. DIST. CT. R.C.P. 1-094 (2001)[ニューメキシコ・ディストリクト・コート民事訴訟規則]に従い、依頼者の信託代理をして裁判所に出頭することが許されている。
- (32) See University of New Mexico School of Law website, <http://lawschool.unm.edu/dean/gausewitz/index.htm> (visited July 10, 2000) .
- (33) See id.
- (34) フォード基金Ford Foundation が1968年に Council on Legal Education for Professional Responsibility, Inc. (CLEPR) を創設したのである。十年のうちにそのCLEPR は6百50万ドルを超える209口の奨励金をクリニック課程のために107のロースクールに対し支出した。See John M. Ferren, Prefatory Remarks, 29 CLEV. ST. L. REV. 351, 352 (1980) . CLEPRの奨励金は、課程が社会的に前向きのものであることとともに教育面で適正であり法律専門職に意義をもつものであることを条件としている。COUNCIL ON LEGAL EDUCATION FOR PROFESSIONAL RESPONSIBILITY, CLINICAL LEGAL EDUCATION IN THE LAW SCHOOL CURRICULUM I (1969) .
- (35) UNM School of Law Policy handbook, compiled by Margaret Banek (on file in the Dean's office) Addition to Faculty Minutes for September 5 & 6, 1979 dated October 5, 1970 (Hunter Geer, Assistant Dean) .
- (36) See University of New Mexico School of Law website, <<http://lawschool.unm.edu/dean/hart/index.htm>> (visited July 10, 2000) .
- (37) 1970年代には、デイク・ゴンザレスDick Gonzales が第7章資金Title VII fundingを得て雇用法クリニックの監督を務めていた。
- (38) J. Michael Norwood, Requiring a Live-Client In-House Clinical Course: A Report on the New Mexico Law School Experience, 19 N.M. L. Rev. 265 (1988) .
- (39) ニューメキシコの検察クリニックは、ネブラスカのそれに変よく似ている。See Karen Knight, To Prosecute is Human, 75 NEB. L. REV. 847 (1996)(ユニバ・シティ・オブ・ネブラスカ-リンカーンの検察クリニックおよびクリニックの教授方法的価値を記述している。)
- (40) ニューメキシコで法実務に就くようにと学生たちの準備をしてやることは、ひるませる課題

- である。メキシコ国境に近いこと、ニューメキシコ国境内にインディアン地域のかなりの部分が存在していることを含めた多文化性、貧窮、連邦実験施設の存在、ぜい弱な高地砂漠生態系そして水資源の乏しさ、すべてがニューメキシコにおける法実務に影響を与えているのである。Cf Antoinette Sedillo Lopez, *Evolving Indigenous Law: Navajo Marriage: Cultural Traditions and Modern Challenges*, 17 ARIZ. J. INT'L & COMP L. 283 (2000); Antoinette Sedillo Lopez, *International Law U.S./Mexico Cross Border Child Abduction The Need for Cooperation*, 29 N.M. L. REV. 289 (1999) .
- (41) UNM School of Law Policy handbook, compiled by Margaret Banek May 3, 1982 faculty meeting minutes (Louise P. Camp, Secretary)(1982年の秋学期から相対的成績評価コースとなるクリニック) (on file in the University of New Mexico Law School Dean's office) .
- (42) UNM School of Law Policy handbook, compiled by Margaret Banek (on file in the Dean's office) , November 14, 1983 faculty meeting minutes (E.K. Fuge, Faculty Secretary) (on file in the University of New Mexico Law School Dean's office) .学生たちはエクスターンシップ雇用を済ませることで単位を取得してよいとされているが、しかしエクスターンシップ雇用はクリニック課程 [ を履修せよとの ] 要件を充たすものではない。裁判所でのエクスターンシップは、ユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコではとりわけ人気がある。See Linda F. Smith, *The Judicial Clinic: Theory and Method in a Live Laboratory in Law*, 1993 UTAH L. REV. 429 ( 裁判所エクスターンシップの教授法上の価値を記述している。)
- (43) See University of New Mexico School of Law web site <http://lawschool.unm.edu/dean/romero/index.htm> ( visited July 12, 2000 ) .
- (44) われわれは次の点で幸運である。すなわち [ ニューメキシコ州 ] 最高裁が、どこか1州のバーのメンバーであってクリニック課程で学生の監督に当たる法律教師には、ニューメキシコのバーに在籍していなくてもニューメキシコにおいてクリニック監督プロフェッサーとして実務を行なう限定的特権を認めているのである。See New Mexico Supreme Court Rule 3-303.これが他の諸ロースクールから優秀な教員をビジターとして迎え入れることをわれわれに可能ならしめている。
- (45) ナンシー・クック Nancy Cook がその経験についてわざわざばかり書いている。See Nancy Cook, *Legal Fictions, Clinical Experiences, Lace Collars and Boundless Stories*, 1 CLIN. L. REV. 41 (1994) .
- (46) クリスティーン・ズニ・クルズ Christine Zuni Cruz が1993年に南西インディアン法クリニック (SILC) を開始した。このクリニックは学生の要請に応じたものであり、分離してニューメキシコ議会により資金を与えられていた。このSILC は、学生がインディアン法の内部および外部で実務を行なうのを援助することに集中していた。See, Christine Zuni Cruz, *supra* note 11; グロリア・ヴァルニカ-ウエバー Gloria Valenica-Weber、バーバラ・クリール Barbara Creel、スーザン・オーセン Susan Aussen およびアリザ・オーガニック Aliza

Organick が輪番でSILC教師を務めている。

- (47) クリスティーン・ズニ・クルス Christine Zuni Cruz がそのクリニックを始める前に、彼女は、地域諸部族の統治体およびコミュニティと会合を持ち彼らが自分たちのニーズについて語るのに耳を傾けた。
- (48) AMERICAN BAR ASSOCIATION SECTION ON LEGAL EDUCATION AND ADMISSION TO THE BAR, TASK FORCE ON LAW SCHOOLS AND THE PROFESSION: NARROWING THE GAP, LEGAL EDUCATION AND PROFESSIONAL DEVELOPMENT: AN EDUCATIONAL CONTINUUM 135 (1992) (named the "MacCrate Report" for Robert MacCrate Esq., Chair of the Task Force).
- (49) アンドレア・シールスタッド Andrea Seielstad、レスリー・マンズフィールド Leslie Mansfield、バーバラ・クリード Barbara Creel、ドノヴァン・ロバーツ Donovan Roberts およびナンシー・シモンズ Nancy Simmons がそのセメスター・イン・プラクティスにおいて研究員となるために教育省から資金を与えられていた。彼ら各人は、ユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコにおけるコミュニティ・ロイヤリングの仮説と理論展開に寄与するところがあった。See, e.g., Andrea M. Seielstad, Unwritten Laws and Customs, Local Legal Cultures, and Clinical Legal Education, 6 CLIN. L. REV. 127 (1999) (一部分は彼女のユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコ経験を基にして、不文のルールをめぐる洞察を展開している。); Nancy Simmons, Memories and Miracles Housing the Rural Poor Along the United States-Mexico Border: A Comparative Discussion of Colonia Formation and Remediation in El Paso County, Texas and Dona Ana County, New Mexico, 27 N.M. L. REV. 33 (1997) (ユニヴァーシティ・オブ・ニューメキシコ法クリニック課程を通じて、彼女が農場労働者についての自身の活動をいかに進めたかを記述している。); マーガレット・モントヤ Margaret Montoya 教授は、われわれが今日それを基礎にして活動している考え方を展開するについての指導者でもあった。See Margaret E. Montoya, Voicing Differences, 4 CLIN. L. REV. 147 (1997).
- (50) マクレイト・レポート中で特定して示されている諸技能は：(1) 問題解決、(2) 法的分析および法的理由付け；(3) 法規調査；(4) 事実探索；(5) 意思伝達；(6) 相談助言；(7) 折衝；(8) 訴訟および代替的紛議決着諸手続；(9) 法的活動の組織および管理；(10) 倫理上の背反状況の認知と解決、である。NARROWING THE GAP, supra note 48, at 138-40.
- (51) リーガル・プロフエッションにとって中心をなす価値は、(1) 有能な信託代理の提供、(2) 正義、公正そして道義性を促進する意欲、(3) このプロフエッションを改善する意欲、および(4) 専門職としての自己開発である。Id. at 140-41.
- (52) われわれのコミュニティ奉仕機関との関係の故に、かつわれわれが依頼者を見つけるためにコミュニティに入り込んでいったが故に、われわれは、コミュニティ・ロイヤリングという用語を使った。われわれは、依頼者たちが自分の方に来るのを待ってはいなかったのである。「コミュニティ・ロイヤリング」は、コミュニティのグループおよびコミュニティ組

織化を記述するのに用いられてきたのである、と私は了解している。See, e.g., Zenobia Lai, Andrew Leong & Chi Chi Wu, *The Lessons of the Parcel C Struggle: Reflections on Community Lawyering*, 6 ASIAN PAC. AM. L. J. 1 (2000). コミュニティ・サービス提供者たちと協同するかたちで活動しようというわれわれの決断が、コミュニティ・グループを信認代理しコミュニティ組織化に参加する機会をもたらした。それでもこれがわれわれにとっての主たる中心点ではなかった。われわれの法的活動の大部分は、個人としての依頼者を信認代理することであった。

- (53) 各セメスターごとに、クリニックで教えている教授陣が信認代理のために受け入れる事案を検討する毎週の導入会議を開く。この会議において、教授陣が焦点とするのは、十分な信認代理を提供するためのクリニックの能力である。その事案が取り扱うのに大きすぎるならば、報酬を発生させるものならば、あるいはわれわれには能力ある信認代理を提供するのに足りる熟練を使うことができると教授陣が思わないならば、われわれはその事案を受け入れず、他に委託する。
- (54) See, e.g., Dennis Hill, *Step-Parent Adoptions and A Child's Right to Inherit from the Non-Custodial Biological Parent*, *New Mexico Bar Journal* 13 (Summer 2000); イダ・ハーナンデス Ida Hernandez とシャロン・グッディング Sharon Gooding は、教師たちが児童虐待を報告する義務を負うことについての教師訓練会議を組織した。エス・キャロライン・ラモス S. Carolyn Ramos は、「児童虐待の報告」に関するパワーポイント発表を創った。加えて、私が受け持っていた上級家族法の学生たちは、一個の計画立案を選択することになっていた。イゼラ・ガルシア Isela Garcia、リディア・カマホ Lidia Camacho およびジェイン・ロメロ Jane Romero は、女性保護施設の監督者とソーシャル・ワーカーのためにマニュアルを作成し、そこに雇用および小規模ビジネスの情報を含めた。単独で学んでいた学生サンドラ・シャヴェス Sandra Chavez は、女性にとっての非法律手段にかかわる情報を含むマニュアルを創り出した。これらのサービスは、われわれが奉仕した依頼者がしていたニーズ表明に基づくこの資料から依頼者は便益を得るであろう、という考え方に発するものである。
- (55) UNM Clinical Law Program Web Pages,  
<[http://lawschool.unm.edu/Clinic/clinic\\_webs/index.htm](http://lawschool.unm.edu/Clinic/clinic_webs/index.htm)> (visited February 15, 2001).
- (56) See *Clinic Project Addresses Domestic Violence*, UNM LAW 4 (Spring 1999). (alumni newsletter article describing Gabrielle Sanchez's community lawyering project).
- (57) テイラー Taylor 教授は、経済的正義に集中していたことに加え、クリニックにおけるコンピュータ採用に関して思いきり革新的であった。See Scott A. Taylor, *Computer and Internet Applications in a Clinical Law Program at the University of New Mexico School of Law*, 6 J. LAW & INFO. Sa. 62 (1995)
- (58) See computer printout of 1999 cases sorted by case type (on file with author) and compare with appendix in J. Michael Norwood, *Requiring a Live-Client In-House Clini-*

cal Course: A Report on the New Mexico Experience, 19 N.M. L. REV. 265 (1988).

## 2. 社会正義使命：司法の利用と司法の理解

社会正義の追求がかかわるのは、司法の利用をもたらす仕事をする事、およびわれわれの司法システムに不公平事例があることを理解してそれら不公平に対処することである。クリニックという環境にあっては、司法利用の提供とは、法的サ・ヴィスへのわれわれのコミュニティにおけるニーズに対処する課程を企画すること、を意味している。われわれのコミュニティのニーズは大変に大きなものである、それら諸ニーズの一つあるいはいくつかに専門化すると決断が、ますます複雑になっているわれわれの世界においては法的サ・ヴィスを果たすための唯一の実際的手段であるのかも知れない<sup>(59)</sup>。そのうえ、われわれは、自分たちがする専門化について、社会正義にかかわる特定の計画を念頭に置いてそうしたのだ、ということもあろう<sup>(60)</sup>。それにしても、専門化すると決断は、社会正義使命を推し進めるにおいてのクリニックの潜在力を限定することになり得る。専門化は、クリニックの奉仕側面を限定するのであって、その限定のしかたは明白なものと微妙なものといずれでもあり得る。

### A. 多重の法的問題についての援助を求める需要

信認代理の主題事項を限定するときを生じる最も明白な難題は、貧窮状態にある人びとに質の高い法的事務を十分に提供できないというものであり、そうした人びとがもつ多数かつ多重の法的サ・ヴィス需要を対応されないままに放置してしまうのである<sup>(61)</sup>。これは、リーガル・サ・ヴィス[により援助される依頼者の]相手方となる者たちが、Legal Service Corporationの支援しているリーガル・エイド計画の主題事項を制限することをして、自分たちの目標を達成するよう仕組んできたやり方そのものなのである<sup>(62)</sup>。

専門化がもつもっと微妙な難点は、[専門化してしまうと]組織としてのクリニックが、そして実務家大学人としてのわれわれが、資力の乏しい人びとのさまざまであって変化するニーズについて知得することはないであろう、というものである。学生は、自分の依頼者たちにある実生活の複雑性や難題を全体として理解するよう学ぶことが

ないであろうし、依頼者たちを依頼者としてではなしに事例として見ることに傾きがちとなるであろう<sup>(63)</sup>。専門化の仕方によっては、われわれが意識的に有色の人たちを依頼者として探し出すことをしないかぎり、それらの人びとおよびその実生活にふれることがないままにするであろう。

社会正義につき経験しての学びを使って学生を教えることは、単純ではない<sup>(64)</sup>。それは、社会にある不公平に学生の目を開くこと、そのシステムにかかわり学生が何かをするようにと仕向けることを意味する。学生に向かい説教するのはなしに、学生に教えることをわれわれ教師は要求されているのである。依頼者たちのニーズにより提起されてある多数の論点に対する感受性と社会に即応した教授法が要求されている<sup>(65)</sup>。クリニック教員たちはこの種の教育の求めるところについて記述しており、重要な教授法的洞察を展開してきた<sup>(66)</sup>。もっとも重要な洞察の一が、依頼者の生活を単なる<解決を必要とした「事例」>としてではなしに総体的な仕方理解するよう学ぶこと、という洞察であると私は信じている<sup>(67)</sup>。依頼者たちの実生活と諸経験を理解することは、われわれの社会にあるシステム内在的な不公平や劣位関係をわれわれが把握する助けとなる。フラン・キグリ Fran Quigley は、貧窮者法クリニック環境で学生の経験する居心地の良くない経験がわれわれの体制にある不公平を学生が把握するための十全の手段を提供する、という事情を証明するのに成人学習仮説を用いている。ところが、クリニックにおける専門化は、教師/学生が依頼者のニーズの方よりも主題事項の方に焦点を結ぶという危険をもつし、理解を促進し得る「失見当契機 disorienting moment」を無くす危険をもつ<sup>(68)</sup>。

## B. <影響訴訟>対<サ・ヴィス>

クリニック法律教育の正義使命を推進するについて、クリニックは、大規模法改革事案に身を入れるべきなのか、それとも、もっと小規模なより扱い易い事案に身を入れるべきなのか?<sup>(69)</sup> 法改革事案は、資力の乏しい人びとの生活に妥容をもたらすのに効果的な方法であり得よう。法改革という観点は、体制の変化について独特のかつ貴重な学習経験を与えるかも知れない。それでも、ロイヤリング技能を教えるのに、小規模事案はいっそう良い手段であり得る。ピーター・マーガリス Peter Margulies が、ドメスティック・ヴァイオレンスを耐えしのいだ被害者のための奉仕を例にして、個別的な活動は、政治的でも変成的でもあり得る、と論じている<sup>(70)</sup>。社会正義使命とは貧窮者たちの生活改善について学生を教育することであるならば、[法改革事案を扱

うのと小規模個別事案を扱うのと]クリニックの双方の類型がこの潜在的可能性をそなえている。影響訴訟は、個人が奉仕を受けるというよりもいっそう広汎な影響をもたらす可能性について学生たちに教えるものと看做されている。

それでも、コミュニティ・サ・ヴィス・モデルにおいて、そのクリニックの教授法に体制内不公平に対処するという考え方が含まれているならば、学生たちは、個別の依頼者に奉仕しながらも、より広汎な影響を及ぼす体制内不公平に焦点を結ぶことができる。例として、クリニックの学生ガブリエル・サンチェスGabrielle Sanchez は、ソ・シアル・ワーカーがDepartment of Children Youth and Familiesにおいて、ドメスティック・バイオレンスの行為を子供が見ているドメスティック・バイオレンス事案を処理する仕方に変更をもたらす計画を設計した<sup>(71)</sup>。彼女の活動は、千人とは言わないまでも何百人もの女性たちに影響を及ぼす可能性を有している。もう一つの計画は、立法にかかわるものである。私が受け持っていた学生、ジェニファー・カトリップJennifer Cutcliffe とメラニ・ローズMelanie Rhoades は、ニューメキシコがドメスティック・バイオレンスを子供の監護権事案で考慮に入れるべき要因としていないわずか3カ州の一であることを発見した。ジェニファーが調査を行ないメラニーが制定法案を起草して、それを立法に持ち込むロビー活動に成功した<sup>(72)</sup>。ここでもまた、われわれが提供したクリニック・サ・ヴィスは、われわれが提供した個人的サ・ヴィスよりも広汎なものであった。われわれがドメスティック・バイオレンスの被害者に直面する問題点について学んだのは、法的信認代理を行なったからであった。これらの女性たちが監護権および訪問権の取り決めについて折衝するときの、そしてDepartment of Children Youth and Families との関係での厄介ごとについて、われわれは学んだのである。その知識がシステムを改革する企てに身を入れるようわれわれを動かした<sup>(73)</sup>。

### C. さらに進めるべき社会正義計画

そのクリニックが奉仕しているコミュニティの中に見られる特定の問題に対処するよう専門化しているクリニックもいくつか存在する。例えば、スー・ベネットSue Bennett は、Community Development and Housing Clinicに専門化するよう自分を導いてくれた貧窮者にかかわる活動を記述している<sup>(74)</sup>。彼女の活動は、奉仕目標を達成すると自分の依頼者たちについて長期にわたり学ぶのと、双方の点でほんとうに重要である。しかし、彼女のクリニックの小さい依頼者群は常に特例となっていて、

より広汎な貧窮コミュニティの代表例とはなり難いであろう。そのクリニックは、それら依頼者たちの複雑にからみあった問題について熟練を積んでいくであろうけれども、コミュニティのその他の人びとおよび有色の人びとがもつ現代的ニーズについてもっと広汎な見取図を獲得することはないであろう。スー・ベネットのやり方は、特定の正義目標を成就する唯一の実際的方法ではあるかも知れない。ただ私は限界を指摘しようとしているだけである。

#### D. 主題事項は、奉仕する対象が誰であるかに影響を及ぼす

信認代理の主題事項を限定して出発するクリニック法学課程は、常にそのクリニックの依頼者がどのような人物になるかを限定することになる。ときにはこの限定が依頼者の個性に焦点を結ぶことになる。例えば、移民クリニックは移民たちを信認代理するであろう。ドメスティック・バイオレンス・クリニックは、通例は女性であるドメスティック・バイオレンスの被害者の信認代理をするであろう。女性および有色の人びとのニーズを充たすことを焦点とするクリニックも存在するが<sup>(75)</sup>、主題事項あるいは依頼者特性から出発するのは、コミュニティのニーズについて仮定をしている。[ところが]その仮定は、当該コミュニティにとって適切なものではないこともあり得る。例えば、われわれがドメスティック・バイオレンス避難施設で女性たちと面接したとき、私には予想外であったが、彼女たちは小規模の商売を始めることや仕事に就くことの援助を欲していたのである。彼女たちがデイケアに関して援助を必要としていたことは私にとって予期していたことであったが、しかしわれわれは、彼女たちに訓練を受けるよう援助をするとともに、デイケアやその他の小規模の商売を設立するよう援助することもできたのであった<sup>(76)</sup>。われわれが、他のニーズについても彼女たちを援助しようとして、自分たちを単なるドメスティック・バイオレンス・クリニックとは見ていなかったことには意味があった。

ドメスティック・バイオレンスの被害者であったKは、自分の家庭関係についての信認代理に加えて、自分の子供たちの特殊教育ニーズおよび自分の健康管理ニーズについてもサ・ヴィスを求めていた。このような全体的サ・ヴィスのための信認代理は、Kに付いた学生アタ・ニイ、アン・ノエル・オキアリーノ Anne Noel Occhialino にとって本当に貴重な学習経験であった。そのうえ、クリニック集団総体が、Kとその二人の子供たちに迫っている多重の法的および非法的問題から多くを学んだのであった。

レスリー・エスピノーザ Leslie Espinosa は、クリニック教育および依頼者信認代理における人種の不可視性というパラドックスと、クリニック教育および依頼者信認代理におけるそのパラドックスの遍在とについて記している。彼女が検討しているのは、白人の女性、その混血の子供たちおよびその女性の夫による実子虐待が内容をなしている困難な家庭関係事案である<sup>(77)</sup>。エスピノーザは、その依頼者が直面している多面的な難問を論じ、複雑な人種問題に対処するについてシステムにある限界を提示する。主題事項ではなしに依頼者およびコミュニティのニーズに奉仕することが、学生たちに人種問題およびジェンダー問題をその総体としての文脈で眺めさせるのである。例えば差別クリニックにおいて提出されるであろうような、文脈から切り離された伝統的『人種』事案、として見るのとは異なるわけである<sup>(78)</sup>。

ロブ・ウィリアムズ Rob Williams は、[ネイティブ・アメリカン]部族のニーズに奉仕する部族法クリニックを記述している<sup>(79)</sup>。そのクリニックは諸部族およびネイティブの人たちに奉仕するのであるから、クリニックが主題事項とするところはほんとうに広汎である。主題事項は、貧窮者の国際的権利から部族裁判所における後見申請にまでわたっている。ウィリアムズは、自分が奉仕しようと欲したコミュニティから出発して、そのコミュニティのニーズに奉仕するよう主題事項を拡げて行った。有色の人びとのコミュニティにあるニーズに焦点を結ぶことは、有色の人びとの実生活の現実について学生に教える助けとなった<sup>(80)</sup>。幾人かの学生にはほとんど知るところが無かった事柄である。クリニックは、専門化しようと決断すると、<奉仕の対象となるのはだれであるのか>をその選択が決めつけてしまうことになる。その専門化によってだれが奉仕されないことになるのかを決定し、これが意図しての成り行きであるのか否かを考慮することが重要である。

### 【注】

(59) See Hope Babcock, *Environmental Justice Clinics: Visible Models of Justice*, 14 STAN. ENVIR. L. J. 3 (1995) (とりわけ貧窮の人びとおよび有色の人たちに影響を持つ環境事案についての信認代理の必要と、そうした専門化がもつ教授法上の独特の便益を記述している。)

(60) Elvia R. Arriola, *Symposium Foreword, Difference, Solidarity and Law: Building Latina/o Communities Through Lat/Crit Theory*, 19 CHICANO L. REV. 1 (1998) (クリニック内容をともなった著者による市民権授業を記述している。)

(61) Laurence E. Norton II, *Not Too Much Justice for the Poor*, 101 DICK. L. REV. 601

- (1997).
- (62) Pub. L. No 104 -134 Section 504 (a)(1), (2)-(4), (7), (11)-(18) (1996) (ロイヤーが次のことをするのを制約している。選挙区再区画請求を処理すること、制定法立法弁論を開始すること、クラスアクションを開始することもしくはクラスアクションに参加すること、特別の公共政策を推進するための訓練を提供すること、妊娠中絶に関連する訴訟を処理すること、収監されている人物の信認代理をすること、ある種の外国人の信認代理をすること、福祉改革立法に対し反対活動をする事、[麻薬など]物質濫用が問責されている場合に、ある種の明渡し事案で公営住宅の住人を弁護すること、訴訟代理報酬を請求すること、依頼者を誘引すること)。See David S. Udell, *The Legal Services Restrictions: Lawyers in Florida, New York, Virginia and Oregon Describe the Costs*, 17 *YALE L. & POL'Y. REV.* 337, 338 (1998).
- (63) 依頼者に対するクリニックの義務についての議論に関しては、see Ann Juergens, *Teach Your Students Well: Valuing Clients in the Law School Clinic*, 2 *CORNELL J. L. & PUB. POL'Y* 339 (1993).
- (64) See Jon C. Dubin, *Clinical Design for Social Justice Imperatives*, 51 *SMU L. REV.* 1461 (1998).
- (65) Lucie White, *The Transformative Potential of Clinical Legal Education*, 35 *OSGOODE HALL L.J.* 603, 605 (1997)(Parkdale Clinicのコミュニティ資格付与モデルを記述している。)
- (66) See, e.g., Jane Harris Aiken, *Striving to Teach "Justice, Fairness and Morality,"* 4 *CLIN. L. REV.* 1 (1997) (正義、公平および道義性について学ばせるために、権力を脱構築し、特権を見分けそして実定法規が支配を再生産する仕方について責任をとるよう、クリニックが学生たちに教えることを提案する。); Stephen Ellmann, *Empathy and Approval*, 43 *HASTINGS L. J.* 991 (1992).
- (67) David Barnhizer, *Of Rat Time and Terminators*, 45 *J. LEGAL EDUC.* 49 (1995) (ロースクールが包括全体的に問題を解決する技能に焦点を結ぶことを弁護している。); Robert Seibel, John M. Sutton Jr. & William C. Redfield, *An Integrated Training Program for Law and Counseling*, 35 *J. LEGAL EDUC.* 208, 209 (1985).
- (68) Fran Quigley, *Seizing the Disorienting Moment: Adult Learning Theory and the Teaching of Social Justice in Law School Clinics*, 2 *CLIN. L. REV.* 37 (1995).
- (69) Compare Paul D. Reingold, *Why Hard Cases Make Good (Clinical) Law*, 2 *CLIN. L. REV.* 545 (1996) (クリニックにおける複雑な、法改革事案の教授法的価値を支持する議論をしている。) with James C. May, *Hard Cases From Easy Cases Grow: In Defense of Fact and Law Intensive Administrative Law Cases*, 32 *J. MARSHALL L. REV.* 87 (1998) (ラインゴルドReingold教授に応答するとともに、クリニック学期内に学生たちがもっと容易に処理できる小事案の教授法的価値を論証している。)。これは、Rutgers Conference on the Social Justice Mission of Clinics, April 8, 2000における論争点でもあった。See Frank

- Askin, A Law School Where Students Don't Just Learn the Law; They Help Make the Law, 51 RUTGERS L. REV. 855 (1999).
- (70) Peter Margulies, Political Lawyering One Person at a Time: The Challenge of Legal Work Against Domestic Violence for the Impact Litigation/ Client Services Debate, 3 MICH. J. GENDER & L. 493 (1996).
- (71) See Clinic Project Addresses Domestic Violence, UNM LAW 4 (Spring 1999) (ガブリエル・サンチェス Gabrielle Sanchez のコミュニティ・ロイヤリング課程を記述している。ガブリエルは、ドメスティック・ヴァイオレンスの被害者がその子供を加害者の暴力から守れなかったとの理由で子供を隔離するよりも、暴力状況に置かれたその女性にいかんして資格付与を得させるようにするかの問題に対処するため、ソーシャル・ワーカーが被害者の弁護人と会談する手配をした。)
- (72) N.M. STAT. ANN. § 40-4-9.1 (2000).メラニ - Melanie が共和党の議員リザ・ルツ Lisa Lutz を説得し、私は民主党の議員ミミ・スチュワート Mimi Stewart を説得して、その議案の共同提案者になってもらった。
- (73) リチャード・「ロス」・ピータース Richard "Ross" Peters が、2000年の秋学期に Landlord/Tenant Hotline で受入サイトを始めていた。受入れのために Landlord/Tenant Hotline やその他のコミュニティ・サイトに接触した彼とその同僚たち (フェリス・ラエル Feliz Rael、ラリタ・デヴェロンダ Lalita Deveronda、マイク・リチャードソン Mike Richardson、ジェレミ・ラスク Jenny Lusk、ダニエラ・ゴンザレス Daniela Gonzales およびマイク・サンティステヴァン Mike Santistevan) は、予期していたとおり、住宅、家族法、ドメスティック・ヴァイオレンス、教育、差別、消費者そして破産を含む多様な問題を抱えた依頼者と面談した。Landlord/Tenant Hotline においてロスはコミュニティ教育授業を成功裡に行なっている。
- (74) Susan D. Bennett, On Long-Haul Lawyering, 25 FORDHAM URB. L.J. 771 (1998).
- (75) Bill Ong Hing, Clinical Legal Education: Raising Personal Identification Issues of Class, Race, Ethnicity, Gender, Sexual Orientation, Physical Disability, and Age in Lawyering Courses, 45 STAN. L. REV. 1807 (1993) (彼が、移民クリニックの文脈の中でこれらの論点をどのようにして提起するかを論じている。)
- (76) 私が受持った学生の一人、ジェイン・タベット Jane Tabet は、[ドメスティック・ヴァイオレンス] 避難所にある専門衣料バンクで活動していた。
- (77) Leslie G. Espinoza, Legal Narratives, Therapeutic Narratives: The Invisibility and Omnipresence of Race and Gender, 95 MICH. L. REV. 901 (1997).
- (78) これら問題点のいくつかについての概観は、see LATINO EMPLOYMENT, LABOR ORGANIZATIONS AND IMMIGRATION (Antoinette Sedillo Lopez ed., 1995).
- (79) Rob Williams, Representing Race: Vampires Anonymous and a Critical Race Practice, 95 MICH. L. REV. 741 (1997).
- (80) See Michelle S. Jacobs, People From the Footnotes: The Missing Element in Client Cen-

tered Counseling, 27 GOLDEN GATE U.L. REV. 345 (1997)(Binder and Price モデルを批判し、多文化間交渉における人種の相関性についての科学的データを紹介する。)

### 3. 技能訓練：主題事項を限定することの含意

以上の論議は専門化がクリニック法律教育の社会正義使命に及ぼす影響を解明するものであるが、専門化によるこうした限定は、技能訓練使命という視野においても考察すべき論点を提出する。

#### A. 依頼者が語る物語を / 依頼者の実生活を、識ること

法実務における信認代理は、依頼者がする〈ものがたり〉を裁判所に認識されるようにとわれわれ法律家が法的範疇に当てはめ直す際に、われわれに依頼者の物語を見失わせてしまう、として批判を加えられてきた<sup>(81)</sup>。われわれは、専門化すればよりいっそう依頼者の物語を見失う危険を犯すことになるのであろうか？ 専門家がする事務の最初の手順は、依頼者が抱えている問題がその専門家の専門性に適合するの可否かを判断することである。そこで、専門化されたクリニックで教えを受ける学生は、依頼者の物語のうちその専門性にとり関連を有しないくだりを排除してものがたりをまとめることから始める。その学生は、依頼者の経験について学ぶ機会を逸し、依頼者の実生活について識ることがない。クリニック指導教員たちは、物語理論 narrative theory が法廷において弁護のテクニクとして用いられれば依頼者に発言権を与えるようにすることができるし<sup>(82)</sup>、依頼者との面接および相談助言の機会や<sup>(83)</sup>問題解決の試みにおいても依頼者に発言権を与えるようにすることができる、と論じてきた。主流の思考様式に反対するのに『対立論者』が物語を用いることの可能性について、リチャード・デルガド Richard Delgado が説明している<sup>(84)</sup>。法学者の多くが視野を拡大するテクニクとしてそれを用いてきた。デルガドの言う物語とはフィクションのことである。われわれの依頼者たちがする真実の〈ものがたり〉についてはどうであろうか？ 大切なことは、ものがたりをする者が物語全体を語ることであり、聴き手にとって意味があると思われる部分だけを語ることではない。かつ、聴き手の側の意味ありと思う枠組が調整を要することもある。もちろん依頼者たちには自分の物語を

語る能力以上のものが必要である<sup>(85)</sup>。しかし依頼者たちの〈ものがたり〉が重要なのである。学生が法的専門性にとり意味のある事実を選び出そうと試みるときに生じるであろう編集は、その学生の理解を制限してしまう。[ そうなれば ] 物語理論が与えてくれるはずの利点は失われるであろう。

#### B. 技能訓練：問題解決と創造性

信認代理 [ の活動範囲 ] を制限することは、自発性と創造性をも制限することになる。City University of New Yorkのスー・ブライアントSue Bryant は、依頼者のもつ諸問題を全体包括的に見ることを学ぶ学生、かつ創造的な問題解決者となる学生を『文化を横断して進む者たち cross cultural travelers 』と記述している<sup>(86)</sup>。その者たちは、判断を一時控え、差異を超えて意思疎通をしかつ耳を傾ける技能、および解決を創造的に探究するための諸技能をそなえている。キムバリー・オライリ - Kimberly O'Learyらが、こうした諸技能を教授し得る方法を例証している<sup>(87)</sup>。貧窮者たちが直面するさまざまな問題点についての高度に多様でかつ不安定な経験に学生をさらすことは、これらの技能を学生が発達させるための援助の一步である<sup>(88)</sup>。クリニックの教室授業と教材とが、学生がこれらの技能を発達させるの援助するものであるべきなのはもちろんのことである<sup>(89)</sup>。

#### C. 専門化は、何が教えられ何が学ばれるかに影響を及ぼす

専門化されたクリニックでの経験をよとするクリニック指導教員たちは、自分のクリニックにある授業としての重要な一面が、そのクリニックの主題事項をクリニックの方法を使って教えること、それとともにその専門分野を学生が職業進路の選択肢と考えるよう促すことである、と信じている<sup>(90)</sup>。私が懸念するのは、主題事項に集中すれば、依頼者との関係に集中するのがごくせめられてしまうのではないか、ということである。あまりにも早期にある職業進路に専門化するよう学生に促すことは、学生たちの将来見通しを制約することがあり得る。

シアトル・ユニヴァーシティが興味深い取り組みをしている。学生のクリニック経験が実体法課程と結合されているのである。学生は、移民法あるいは証拠法のごときクリニック以外の課程と並行して、シミュレーションもしくはクリニック授業で追加の単位を取ることができるのである<sup>(91)</sup>。このやり方は実に革新的でかつクリニックという方法の価値を認めたものではあるけれども、私が懸念するのは、学生たちがその

依頼者の抱えている問題について学ぶのをいっそう区画化されたものにするという危険がこのやり方にもなうことである<sup>(92)</sup>。学生たちは、ちょうど区画化されている教室授業を「いつも自分の頭の中で」全部一体にまとめているように、おそらくそのような学びの結果を一体にまとめることができはするであろうが、それでも学生たちは、錯綜し不安定な経験を依頼者がするように経験することが無い。依頼者は一連の問題総体に直面して錯綜しかつ不安定な展開を経験しているのである いちどきに。

リ・テランLee Teran が、ドメスティック・バイオレンスの被害者であるメキシコ人の女性たちのためのセント・メアリーズ [校] 移民クリニックの意義深い活動を記述している<sup>(93)</sup>。セント・メアリーズ St. Mary's Law School は、法律外のサ・ヴィスを含め依頼者に対し奉仕する多彩なクリニックをいくつか用意しているが、移民クリニックに履修登録している学生は、これらの女性たちがもつ社会的および法的ニーズの全体像を知るには至らない危険がある。リ・テランのようなよく気がつく教師ならば、学生たちが状況のいっそう大きいありようを知るのを確実にするであろうし、またセント・メアリーズのロースクールは、学生に大状況を教えるのに力を入れている。それにしても、これらの女性の出会う他の問題のために学生たちが自身で解決策を考案することはないであろう。依頼者たちは、他のクリニックに付託されることになりがちである。クリニック間での緊密な共同作業が区画化の難点を幾分か解消しはする。私が言いたいのは、貧窮者が直面する諸問題すべての間にある関連を学生に教えること、そして解決策を考案するよう試みることには授業面での価値がある、ということである。移民たちの直面している多種の問題をそのクリニック構成員が理解するようにしている移民法クリニックも存在する<sup>(94)</sup>。特定の社会正義目標を前提として言えば、これでも足りるかも知れない。それにしても、その移民のコミュニティの家族法事案、消費者保護事案についてのニーズは、おそらく気づかれてはいても、学生がそれら事案について移民の信託代理をするときには理解されるのと等しいだけ理解されることはないであろう<sup>(95)</sup>。学生がこれらの問題に対する解決策を考案するのに関与することもまたないであろう<sup>(96)</sup>。

D. 主題事項の仕事をするのではなしにコミュニティに奉仕することは、

学生たちの社会生活順応に影響する

学生たちは、お互いから多くのことを学び合う<sup>(97)</sup>。専門化されたクリニックに所属

する学生たちは、そのすべてが語り合う経験を共有しており、クリニック経験のうち教室で過ごす部分を企画し易くすることになる。しかし、クリニックが単一の主題事項に自己限定しないときには、対象事案の多様性が学生たちの学びの経験を豊かなものにするのである。単一主題の安易さと多様な法的問題との間にあって、私は多様性の方を支持する。

加えて、学生たちがコミュニティに奉仕するよう求められる場合には、学生たちは、その広がり大きい依頼者コミュニティを理解し、コミュニティについて学ぶことに集中する。学生たちは、諸問題および諸論点を総体的に見るよう促される<sup>(98)</sup>。問題の多様性が、おたがいに独創性および創造性を発展させ合うよう学生たちを導いて行く。学生たちは、依頼者と共同作業することを学ぶ。それは、自分らの依頼者に耳を傾けることを学ばねばならず、学生がすぐさま依頼者にあるとみなした問題を解決しようと試みてはならないからである。学生たちは、そのコミュニティの諸ニーズに対応するよう学ぶのである<sup>(99)</sup>。学生たちは問題に優先順位を付けることを学ぶ。学生たちは、すべての問題を処理するための手段・資金・時間を有してはいない、という欲求不満を経験する<sup>(100)</sup>。

学生たちはまた、事態はただ実定法規がそのコミュニティの問題に対し十分な対応をしていないだけだということ、したがって自分たちは法的なものとは異なる他の規律分野からの解決策を探し出さねばならないか、あるいはコミュニティが自身の論点に対処するのを援助するためにコミュニティの組織化と資格付与とに従事しなければならぬ、ということを知るのである。

#### 【注】

(81) See Anthony Alfieri, *Reconstructing Poverty Law Practice: Learning Lessons of Client Narrative*, 100 YALE L. J. 2107 (1991); John B. Michell, *Narrative and Client Representation: What is a True Believer to Do when his Favorite Theories Collide?* 6 CLIN. L. REV. 85 (1999); Lucie White, *Subordination, Rhetorical Survivor Skills, and Sunday Shoes: Note on the Hearing of Mrs. G.*, 38 BUFF. L. REV. 1 (1990).

(82) See Binny Miller, *Give Them Back Their Lives: Recognizing Client Narrative in Case Theory*, 93 MICH. L. REV. 485 (1994).

(83) See Carolyn Grose, *A Field Trip to Benneton and Beyond: Some Thoughts on "Outsider Narrative" in a Law School Clinic*, 4 CLIN. L. REV. 109 (1997).

(84) See Richard Delgado, *Storytelling for Oppositionists and Others: A Plea for Narrative*,

- 87 MICH. L. REV. 2411 (1988).
- (85) See Cathy Lesser Mansfield, Deconstructing Reconstructive Poverty Law: Practice Based Critique of the Storytelling Aspects of the Theoretics of Practice Movement, 61 BROOK. L. REV. 889 (1985) (依頼者たちは、結果よりも自分の物語を話すことの方に気がかけている、との仮定を批判している。)
- (86) スー・ブライアント Sue Bryant は、2000年の秋にニュ・ヨーク・ロースクールで私が発表したコロキアムにおいて、このアイデアを私と論じあった。See also Susan J. Bryant, Collaboration in Law Practice: A Satisfying and Productive Process for a Diverse Profession, 17 VT. L. REV. 459 (1993).
- (87) See Kimberly E. O'Leary, Using Difference Analysis to Teach Problem Solving, 4 CLIN. L. REV. 65 (1997)(あり得る解決策に到達するために多種の側面から問題を吟味するよう学生たちに教える一歩ずつの接近および練習を提案している。); Suellyn Scarnecchia, Gender And Race Bias Against Lawyers: A Classroom Response, 23 U. MICH. J. L. REFORM 319 (1990)(人種の論点に対処する技術を記述している。)。もちろん、有色のクリニック教師を採用することも、これらの問題点に対処する付加的な方法である。see Jon C. Dubin, Faculty Diversity as Clinical Legal Education Imperative, 51 HASTINGS L. REV. 445 (2000)(クリニック教師の順位序列を多様化する必要を記述している。)
- (88) Quigley, *supra* note 68.
- (89) DAVID BINDER, PAUL BERGMAN & SUSAN C. PRICE, LAWYERS As COUNSELORS: A CLIENT-CENTRED APPROACH (1991)。この文献は、問題解決への依頼者中心アプローチの実際的案内書である。著者は言う：「ひとまとまりの技術であることを超えて、依頼者中心アプローチは態度なのであり、諸問題を依頼者の視野から見る態度、諸問題の多様な性格をみる態度そして依頼者を彼らの問題の解決に際して真のパートナーとする態度なのである。」(p. xxi)。このアプローチは人種問題を無視しており、狭きに過ぎるという理由での批判については、see Jacobs, *supra* note 80.
- (90) David F. Chavkin, Training the Ed Sparers of Tomorrow: Integrating Health Law Theory and Practice, 60 BROOKLYN L. REV. 303 (1994); Peter Pitegoff, Law School Initiatives in Housing and Community Development, 4 B.U. PUB. INT. L.J. 275 (1995).
- (91) John Mitchell, Betsy Hollingsworth, Patricia Hall Clark & Raven Lidman, And Then Suddenly Seattle University was on its Way to a Parallel, Integrative Curriculum, 2 CLIN. L. REV. 1 (1995)(シアトル・ユニヴァーシティ Seattle Universityがいかにして実体法課程と組み合わせた多様なクリニック経験に到達したかを記述している。)
- (92) Kovach, *supra* note 14.
- (93) Lee Teran, Barriers to Protection at Home and Abroad: Mexican Victims of Domestic Violence and the Violence Against Women Act, 17 B. U. INT'L L. J. I (1999)(メキシコ人のドメスティック・バイオレンス被害者が直面する諸問題を記述し、Violence Against Women Actには彼女らの保護を確実にする点で不足があると批判している。); see also

Cecelia Espenosa, No Relief for the Weary: VOWA Relief Denied to Women Lost in the Intersections, 83 MARQ. L. REV. 163 (1999)(VOWAと刑法の関係、そしてそれぞれの不備を記述している。著者は、現在United States Board of Immigration Appealsに在席しているが刑事クリニックと移民クリニックの双方で教えていた。)

- (94) See, e.g., Kevin Johnson & Amagda Perez, Clinical Legal Education and the U. C. Davis Immigration Law Clinic, 51 SMU L. REV. 1493 (1998)(U.C. Davis校のクリニック課程を記述し、その教授法的価値をはかっている。) ; Michael Olivas, Breaking the Law on Principle: An Essay on Lawyer's Dilemmas, Unpopular Causes, and Legal and Social Regimes, 52 U. PITT. L. REV. 815 (1997)(付き添う者の居ない児童難民を援助するクリニック計画を論じている。)
- (95) See Richard Marisco, Working for Social Change and Preserving Client Autonomy: Is There a Role for Facilitative Lawyering?, 1 CLIN. L. REV. 639 (1995).
- (96) NARROWING THE GAP, supra note 48, at 142. この報告は、問題解決を基礎的ロイヤリング技能の一として挙げている。続けて問題解決の中に5点の下位技能があると認める。「問題を見分け診断する技能、択一的な解決策および戦術を産み出す技能、行動計画を展開する技能、その計画を実施する技能、およびその計画の過程を新しい情報やアイデアに開いている技能。」
- (97) フラン・クイグリ Fran Quigley が、成人の学習者は仲間と一緒にする学習がもっとも効果的な学習スタイルであるとみることを例証している。Quigley, supra note 68, at 57.
- (98) Marisco, supra note 95.
- (99) Donald Duquette, Developing a Child Advocacy Law Clinic: A Law School Clinical Legal Education Opportunity, 31 U. MICH. J. L. REF. 1 (1997)(児童弁護の領域における法的信認代理の二 - ツを記述している。)
- (100) See Paul Tremblay, Acting "A Very Moral Type of God:" Triage Among the Poor, 67 FORDHAM L. REV. 2475 (1999)(貧窮法実務内部における優先順位にかかわり提起される論点を記述している。) ; Justine Dunlap, I Don't Want to Play God A Response to Professor Tremblay, 67 FORDHAM L. REV. 2601 (1999).

## 結び

われわれは、複雑さが増す世界において実務に従事するよう学生たちを訓練している。われわれが自分たちのクリニックの主題事項を制限するならば、われわれは自分たちの世界を狭めるとともに学生たちの世界を狭めることになる。まとめて言えば、

われわれは、貧窮しているコミュニティにおいておよび [ 社会階層の ] 下位におかれたグループの間に現実に生じつつある事柄に接触することが少なくなるであろう。われわれにとって必要なのは、それらの者たちにわれわれの専門に適合するようにと求めることではなしに、それらの者たちが必要とすることを彼らの中に発見することなのである。われわれは、貧窮者のニーズに答えるためにさらに一步をすすめるならば、ロースクールの外に出てコミュニティに立ち入ったときにわれわれが発見したことを公に知らせるのでなければならぬ<sup>(101)</sup>。われわれは、自分たちをその安楽な地帯から連れ出すことになるかも知れない解決策を探る活動をすべきなのである。われわれは、政治的積極行動主義、制定法改革、資金配分、経済開発、コミュニティ資格付与、コミュニティの社会奉仕活動との協同、さらには十分なデイケアのための活動のごとき、より幅の広い解決策について研究しなければならない。依頼者が抱える問題に対するこれらの代替的解決策を開発するならば、われわれの二重の使命はよりよく果たされることになる。われわれは、社会正義論点についての精通した認識とより良い実務技能とを教えることになるのである。

#### 【注】

(101) See Richard Boswell, *Keeping the Practice in Clinical Education and Scholarship*, 43 HASTINGS L. J. 1187 (1992) (クリニック指導者に対し、実務から隔離されることのないように、かつクリニック法学教育の法律サービス根源に立ち返るように呼び掛けている。) .ボスウェルBoswell 教授は、2001 Association of American Law Schools Clinical conferenceの企画委員会の議長を務めている。この会議は、クリニック教師たちがさまざまな学術的およびその他の教育的努力を通じて発展させて来た洞察を共有する方法を究明することになる。

#### [ 著者紹介と著者によるまえおき ]

Henry Weihofen Professor of Law, University of New Mexico.

I would like to thank Steve Ellman and the New York Law School Clinical Legal Theory Workshop for inviting me to present an earlier draft of this paper at the workshop and Jon Dubin for inviting me to participate in the Rutgers Social Justice conference. Jon and I led a concurrent session entitled "Designing Clinics to

Fulfill Our Visions" at the 1999 Association of American Law Schools Clinical Conference at Lake Tahoe. The comments by the clinical teachers who attended any of those sessions inform this work. Comments on earlier drafts by Victor Lopez, Richard Gonzales, Dean Robert Desiderio, Alfred Mathewson and Sue Bryant improved the essay. I would also like to express my appreciation to William T. MacPherson, J. Michael Norwood and Jose Martinez as teachers and visionaries of clinical legal education and to the UNM law school faculty for steadfast commitment to clinical legal education. I have learned a great deal about a service/ social justice ideal from every clinical student with whom I have ever had the privilege of practicing and every client we have ever met.

[ 訳者あとがき ]

原文の中で用いられている「representation」をこの訳文ではほぼ全部「信認代理」と言い表している。そうする理由については、小稿「潜在する利害対立がある複数依頼者の『信認代理』(一)」民商122巻1号22頁参照。